

# AA通信

2013年(平成25年)11月1日 第41号

未来の安心のために、  
不動産の相続への問題解決について、  
提案、実行致します。



株式会社 アセット・アドバイザー

東京都渋谷区代々木2丁目23番1号  
ニューステイメナー833号室 (〒151-0053)  
Tel 03-6240-2300 Fax 03-6240-2301  
E-mail : info@asset-adv.co.jp  
ホームページ : http://www.asset-adv.co.jp/



アセットアドバイザー 検索

65歳以上の高齢者が過去最高の3186万人となり、総人口の25%に達しました。今年上半期の振込詐欺等の被害総額は、約211億円と過去最悪の数字で、昨年を36%上回り過去最悪のペースで増加中です。

## ☆☆☆ 通信トピックス ☆☆☆

### ■ ■ 成年後見制度について ■ ■

■ 成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な方々を保護・支援する制度です。具体的には、不動産や預貯金などの財産管理や、契約などの法律行為に関する支援をします。成年後見制度は、法定後見と任意後見の2つの制度があります。また、法定後見制度には、「後見」「保佐」「補助」の3つがあり、判断能力の程度など、本人の事情に応じて、制度を選べるようになっています。

### ■ 後見・保佐・補助について ■

■ 後見制度は、精神上の障害により、通常の状態では判断能力が欠けている方を保護・支援する制度です。後見制度を利用すると、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人を代理して契約などの法律行為をします。また、本人または成年後見人が、本人がした不利益な法律行為を後から取り消すことができます。

■ 保佐制度は、精神上の障害により、判断能力が著しく不十分な方を保護・支援する制度です。保佐制度を利用すると、借金をしたり、保証人になったり、不動産を売買するなど、法律で定められた一定の行為について、家庭裁判所が選任した保佐人の同意を得ることが必要になります。保佐人の同意を得なかった行為は、本人または保佐人が後から取り消すことができます。

■ 補助制度は、軽度な精神上の障害により、判断能力が不十分な方を保護・支援するための制度です。補助制度を利用すると、特定の法律行為について、家庭裁判所が選任した補助人に同意権や取消権や

代理権を与えることができます。

■ 後見制度を利用すると、自由が失われ生活に支障があるように感じますが、自己決定の尊重の観点から、日用品(食料品や衣料品等)の購入など「日常生活に関する行為」については、取消しの対象になりません。(保佐人、補助人の同意も不要。)また今年から、後見が開始された本人の選挙権の制限はなくなりました。

■ 成年後見人等は、本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長などの申立に基づき、本人の事情に応じて家庭裁判所が選任します。本人の親族以外にも、専門家や第三者、法人が選ばれます。(複数も可。)

### ■ 任意後見制度について ■

■ 任意後見制度とは、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、自分で選んだ代理人(任意後見人)に、将来の生活や療養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約(任意後見契約)を、公正証書で事前に結んでおくものです。本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理することで、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

■ 遺言は、元気なうちに、自分が死亡した後のことを考えて、残された家族のために作成するものです。任意後見契約は、同じく元気なうちに、自分に判断能力が無くなった時のことを考え、残された家族だけでなく、自分自身のために作成するものです。どちらも、「元気なうち」に自分自身で考え、行動することが大切です。